

平成27年度
第1回太子町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成27年8月20日（木）

午後1時58分～4時42分

場所：太子町役場 第2会議室

太子町生活福祉部町民課

平成 27 年度第 1 回太子町国民健康保険運営協議会 会議録（要点記録）

1. 協議会の開催日時及び場所

月日：平成 27 年 8 月 20 日（木）

開会：午後 1 時 58 分

閉会：午後 4 時 42 分

場所：太子町役場 第 2 会議室

2. 協議事項

- ① 平成 26 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- ② 国民健康保険の見直しについて

3. 委員の出席・欠席者

出席委員：服部 千秋 中島 貞次 森澤 英一 龍田 孝夫
 山木戸 淑子 松浦 秀樹

欠席委員：なし

4. 事務局

副町長 八幡 儀則

生活福祉部長 三輪 元昭

町民課長 三木 孝秀 係長 池田 誠 主査 佐々木 剛志

税務課長 北 陽一郎 係長 貞清 洋子

5. 協議会経過及び結果

別紙にて記載する。

1. 開会

2. あいさつ 八幡副町長

3. あいさつ 服部会長

4. 会議録署名委員の指名

会長が森澤英一委員と山木戸淑子委員を指名

5. 議題 平成 26 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

池田係長：「平成 26 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について説明

会 長：これから 26 年度決算についての質疑に入ります。どのような内容でも結構ですの
で、何頁の款何、項何、目何という風に分かりやすく、「これはどうなっている
のですか」と聞いていただいたらありがたいので、そのようにお願いします。質
疑はありませんか。

龍田委員：太子町の国民健康保険に加入されている方々の中で、60 歳以上の方が占める割合
はどれぐらいでしょうか。働いている方が退職されて大半の方が国民健康保険に
変わるとすれば、太子町の国民健康保険はかなり高齢の方が多いイメージになり
ます。

池田係長：今年の 7 月時点ですが、60 歳以上の方は 4,468 名で、国保全体に占める割合は
56.2%です。

龍田委員：ということは、医療費に関わる年齢層の割合というものも、60 歳以上の方が大半
なのでしょう。

池田係長：給付件数につきましては、年齢別の比較はしていません。県の資料に年齢階層別
の一人あたり医療費を比較した表がありますが、それでは、75 歳以上の方は
年間 90 万円ほどでどうしても高くお金がかかります。国保に入られている高齢者
の方々、60 歳以上の方であれば 5～60 万円ほどが平均値になります。それ以外
の方はもう少し安くなります。件数としては分かりませんが、費用としてみたとき
に、高齢者の方はどうしても医療費が高くなる傾向があります。

三木課長：参考までに 7 月末現在の、太子町国民健康保険に加入しておられる方の、年齢別・
男女別の数字をお配りしております。池田からもありましたが、60 歳以上の割合
は 56%でして、平均は 52.8 歳です。

龍田委員：何年か前までは傷病者のランキングの資料があったかと思います。最近の資料に
はないですが、何か理由はあるのでしょうか。

池田係長：言い訳になってしまいますが、その資料は、兵庫県国民健康保険団体連合会からデータ提供されているのですが、現在役場で利用しているパソコンのOSバージョンでは、ダウンロードし閲覧することが出来なくなっています。ひとつ前のwindows xp ではダウンロードできたのですが、現在はダウンロードが難しいため、資料としてつけておりません。

龍田委員：予防の観点から言えば、傷病別のランキングを示していただいて参考資料にすれば、そういう病名を予防していけば医療費も減っていくのではないかと思いますので、できればランキングも見せていただきたいです。

会 長：事務局はなんとか資料を準備していただいて、龍田委員に郵送をお願いできますか。

三木課長：分かりました。資料としては年間ではなく、1 か月分の特定の月の疾病状況の資料があったかと思いますので、用意しまして委員の皆様にお示しさせていただきます。

会 長：お願いします。他にありませんでしょうか。

中島委員：退職被保険者のことなんですが、現在は60 歳定年制ですが、今後5 年間でこれがなくなり 65 歳定年制が今後出てくるであろうということも関係あるのでしょうか。また、60 歳で「会社の保険にしません。国保に移りますよ」と言われた場合には、何歳まで社会保険の財源で見てもらえるのでしょうか。

池田係長：退職被保険者として、支払基金からお金がいただけるのはその方が65 歳になるまでです。65 歳になられたら一般被保険者となり、支払基金の対象から外れることになります。

会 長：暫時休憩します。

(休 憩)

会 長：では再開しますので、先ほどの中島委員からの質問に対して、当局からもう少し回答をお願いします。

三木課長：会社を辞められまして任意継続に加入できる期間は2 年です。

中島委員：特別調整交付金の中の、ペイジー口座振替受付サービスの状況はどうでしょうか。

池田係長：昨年10 月から開始しまして、機械ですのでエラーになる場合もあるのですが、受付をさせていただいた件数としては110 件です。エラー等で口座振替処理出来なかったものもありますので、最終的には99 件となります。

中島委員：110件というのは10月からいつまでの受付件数ですか。

池田係長：27年3月末です。

中島委員：ペイジー口座振替受付サービスが前年10月から始まって半年なんですけれども、普通徴収の方が口座振替の申し込みをされるのだと思うのですが、普通徴収の中のこの110件の割合というのはどれくらいでしょうか。

三木課長：普通徴収の中で既に口座振替されている方は引き続きになりますので、新しく国民健康保険に加入された方へ口座振替制度をご案内しております。もしキャッシュカードをお持ちであれば、印鑑がなくても今すぐ出来ますよ、というご案内を窓口でしております。ただ、農協については実はカードでの受付が出来ませんので、農協以外の方について、キャッシュカードがあればすぐに手続きが出来る状況です。実際の率については、北課長よりお答えします。

北課長：まず普通徴収の件数ですが、27年3月末時点で1,989名です。ペイジーについて先ほど説明申し上げました110件と申しますのは、国民健康保険に限らず町税や水道料金、介護保険料など全ての対象の件数が110件であります。国民健康保険に限った数字は出ておりませんが、町民課窓口で手続きされた方は53件です。ただ、これも国民健康保険と後期高齢者医療の両方を取り扱っておりますので、純粋に国民健康保険に係るペイジーの取り扱い件数というのは、把握しておりません。

会 長：町民課窓口での53件というのは、先ほどの110件の中に入っている件数ですか。

三木課長：はい、内訳の53件です。

会 長：暫時休憩します。

(休 憩)

会 長：再開します。他に質疑はありませんか。
ここで暫時休憩をします。

(休 憩)

会 長：再開します。質疑がある方はお願いします。

龍田委員：資料1、13頁の前期高齢者交付金について、この制度は65歳から74歳の前期高齢者にかかる医療費負担を保険者間で財源調整する制度とありますが、具体的にどういう風に調整するのでしょうか。あと、65歳から74歳までの前期高齢者の国民健康保険税がここに入っているわけではないですね。65歳から74歳までの方の保険税も一般の国保税に入っているということによろしいですね。具体的に

財源調整はどのようにされているのでしょうか。

池田係長：前期高齢者の財源調整制度は大きく分けて2つのベクトルがあります。まず、お金を管理している社会保険診療報酬支払基金というところが中核で業務を担っておりまして、各保険者が支払基金に対しまして、決められた割合で納付金を納めます。決算書の27頁ですが、太子町としましては31万4千円を支出しております。しかしながら、各保険者によりましては、もっと大きな額を定められて払っているところもございます。これがまず、お金を出す方のベクトルでして、その一方、各保険者は65歳から74歳の方がどれくらい医療費をかかっているのか、という情報を定期的に支払基金に報告します。その中で、支払基金はかかった医療費を積算しまして、太子町国保にはこれだけ、という形でお金を交付します。つまり、支払基金が一度保険者からお金を集めて、かかった医療費に応じて保険者にお金を払うということになります。

松浦委員：何年か前に、資産割を減らし所得割を増やすという話がありましたが、この結果、現在は以前よりも国保全体の収入は増えたのですか、減ったのですか。あまり影響ないのでしょうか。

池田係長：今から3年前の税率改定だったかと思いますが、資産割を半分にして税率を計算する際に、資産割の減額分については所得割に移行する形で計算いたしました。それはすなわち、かかっている医療費分が歳出で必要となりますので、資産割で減らした分は所得割に移すということで計算させていただきました。その結果、決算を行った際に、徴収率など1年間の推移の流れで税金の増減は確かにあるかと思いますが、資産割を減らした分税金が減るということではなく、資産割を減らした分は所得割でフォローして、税金は維持するように計算をしています。

中島委員：資産割は残っているのですが、これは意味があるのか、という声が出ているのですが。収入、所得だけでよくて、なぜ資産が必要なのか、という声をよく聞くのですが、町として、いずれは無くなるとか、将来的にはどのように考えていますか。

三木課長：資産割は現在、医療給付分が5%、後期分が1%、介護分が2%、合計8%ですが、改定前はその倍をいただいていたおり、その前はさらに倍でした。改定のたびに資産割の率は半分ずつにさせていただいております。この運営協議会の中でも、そういうお話を歴代いただいております。中島委員がおっしゃいますように、固定資産に対して賦課するというのはいかがなものか、という意見がいろいろございます。県の方も、広域化になるのですけれども、税率は所得割・平等割・均等割で決め、資産割はなくす方向で、という指導も入っております。町としまして、将来的には資産割は無くしていこうということで、事務局としてもそのように考えております。

現実を申しますと、2年ごとに税率改定をしておりましたが、本年度は税率を改定しなくても、なんとかやっていけるであろうということで、率自体はそのまま

維持しているのですが、事務局としても今後は、資産割は無くしていく方向かなと考えておりますし、運営協議会からもそういう方向性をいただいていると認識しております。

会長：本日は2つ大きな議題があります。ひとつは決算書について、もうひとつは国民健康保険の見直しについてです。国民健康保険全体のことについては当局の説明が後に控えておりますので、まずは、決算書の内容について意見があればお願いします。もしないようでしたら、当協議会としてこの内容を承認するかどうか、皆様にお諮りしたいと思います。まず、この決算書の内容について何かございましたら、質疑をお願いします。質疑ございませんでしょうか。無いようですので、「平成26年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」について、当運営協議会として承認させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長：それでは承認させていただきます。今後とも健全な国保運営をお願いしたいと当局に申しておきたいと思えます。では次に、国の法改正による「国民健康保険の見直し」について当局から説明をお願いします。

三木課長：「国民健康保険の見直し」について説明

会長：確認ですが、30年度から県内どこも同じ保険料率ということではなくて、市町村の状況に応じて県が市町に対して案を提示するということになっていると思えますので、30年度から県下一率の保険料率ではないということによろしいですね。

三木課長：はい、私もそのように理解しています。

会長：ですので、それに向けて、先ほど委員の皆様から資産割の意見もございましたが、委員の皆様のご意見を出していただくことが本町の国保の運営にとって意味があると思えますので、そういう意見をいただければありがたいと思えます。それから、もうひとつ確認したいのですが、現在の保険料率を30年度まで工夫をして、維持していただけたらありがたいと、私は個人的には思っています。どれくらい医療費がかかるか、ということにも関わるわけで、できるかできないか言い切れないかとは思いますが、できるだけその方向で進めていただきたいと考えているのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

三木課長：会長がおっしゃるように、できれば今の状況でいきたいというのは事務局も同じ気持ちです。ただこればかりは、出ていく方の医療費の現状、今年度はまだ始まったばかりで統計的に整理できていませんが、実際に医療費が高くなった時にどうするのか、ということもあります。30年度までにはまだ機会がありますし、診療報酬の改定等もありますので、その都度予算の算定の中で、おっしゃるように工夫をしながら、できるだけ改定なしでいきたいという思いは同じなのですが、改定しませんと言うだけのバックボー

ンが現在はありませんので、そこはご了承いただきたいと思います。現状のまま
でいくには、やはり、他の保健事業も含めて着実に国保運営を行うことが大事か
と思いますので、またご相談させていただきたいと思います。

会 長：私が先に質問してしまって恐縮ですが、委員の皆様も今説明があった件についま
して、今後のことですので、ここで色々とあり方などについてご意見を言ってい
ただいたらありがたいと思います。

中島委員：新しい制度で、各市町村が県に国保事業費納付金を納めるとありますが、納付金
の金額は県が決めるということは、納付金を決定しようと思えば、予算措置で町
としては取り組まなければなりません、3月の予算で歳出し、それ以降市町が
納めて県が受ける、という段取りになるのでしょうか。

会 長 暫時休憩します。

(休 憩)

会 長 再開します。

三木課長：考え方としては、そのようになると思います。まずは国が標準的なものを示しま
す。資料の15ページを見ていただきますと、一番最初に県全体の保険料の水準
というものがあまして、全国統一ルールで算出した場合、所得割8%、均等割
40,000円という形になっております。国の方がそういった標準をつくって、それ
によって兵庫県はどれくらいの標準になるのか、ということになるのかと思いま
す。県は、兵庫県の医療費がどれくらいかかっており、どれだけの保険料が必要
になるのか算出し、また国からの補助金も合わせまして、概ね県内の医療費の半
額について、必要な財源として各市町村に割り振り、予算措置するよう求めるの
だと考えています。その県が示した額を得るために、資料の15ページにありま
す県内の統一基準に基づいて、所得割だったら何%、均等割だったらいくらぐら
い賦課すれば額が確保できるのではないかと、ということを県が示すものと考えて
います。

ただ、資料の表の右側に「当該市町村の保険料算定方式で算出した場合」という
のがありますように、A市は所得割と均等割しかありませんが、B町では所得割
と均等割、平等割がある、例えば本町だと資産割もあるというように、それぞれ
の市町村が自分達の割合で、今までの歴史もふまえながら、金額がまかなえる率
をそれぞれ決定することになります。

これからは、「医療費がこれだけかかりそうだから県に納めてください」という形
になり、それに見合う額を我々が徴収して納め、県はかかった医療費については、
納められた額より高くても責任を持って市町に交付するから払ってください、と
いう形になるのではないかと、思います。

中島委員：今までは、町で各世帯の医療費額を積み上げての計算だったと思いますが、今度
からは県から金額を提示されることになるとはなりますが、その金額の裏付けは、町とし

て示せるのでしょうか。

三木課長：実際どうなるかは分かりませんが、人口や年齢構成等も含めて計算すると県は言っていますので、県としてこういうものを前提に請求している、というものを示していただかないと、我々も町民の方へ賦課することもできません。そういったデータを県も示してくれるものと思いますので、もしいただけないのであれば、納得できない旨はお話させていただきます。

中島委員：県が各市町の状況に応じて納付金を決めるということは、太子町は資産割を含めて現状のままでいくということがわかれば、県として人数なり所得なりで金額を計算して納付すべき額がわかる、町としては今まで通りの方法で徴収していけば、おそらく県が示した納付金額になるということですね。

三木課長：おっしゃる通りです。現在も我々は必要な医療費や補助金等を加味しながら2年毎に税率改正を行っています。基本的には現状の方法で問題ないと考えておりますし、決算でも一般会計から特別に繰り入れなくても組めましたので、そのままの状態にいけるはずだと個人的にも思っております。ただ、年齢構成などどのように調整するのか、所得水準をどのようにみるのかなど、どういった方式を県が示してくるのかはまだわかりません。ただ、基本的には今までもそれでやってきているので、いけるはずだと考えています。

森澤委員：国や県が財政を支援して基盤を強化する法律のもとに、支援分があって全体を安定化させていく、現状県下において基盤の強いところや弱いところ、困っているところなどあって、それらを総合的に安定化させていく法律なのかもしれませんが、太子町は県内のどれくらいの順位にあって、どれくらいのところにいくのか、ということわかりますか。

三木課長：具体的な数値はありませんが、太子町は県内でも医療費はそれほど高くないという認識です。ただ、年齢構成的には若い方かと思います。町単独で運営するのと県広域化になるのを比較したとき、太子町の位置が平均的なところであればそのままですけども、優等生的な市町は頑張る市町を助ける側に回る可能性も無いわけではないと考えています。委員がおっしゃるように、全体で頑張っていくという、それなら国もお金を投入していくということになっております。資料2頁にも被保険者一人あたり1万円の財政効果とありますし、こういったものを含めて考え合わせると、なんとか今の水準でいくことができれば、と考えています。今から始まりますので、今ははっきりとしたことが言えませんが、情報がくればご相談をさせていただきます。

松浦委員：被保険者の立場としては、町には頑張ってもらってますし、お願いするしかないわけですが、今より保険料が高くなることだけは避けてもらいたいです。

山木戸委員：いつの話かは忘れましたが、太子町は医療費が低い割に保険料は高く、逆に医療費が高い割に保険料が安い地域があるという話があったかと思います。広域化に

なると一番心配なのは、他地域をカバーするために保険料がこれ以上高くなることです。ですので、できることなら保険料が高くない形をお願いします。あと、新聞を見てましたら、特定健診の受診率が低ければペナルティを課すという話が以前あって、実際にはそれはされていないということですが、そういうことも出てくるのでしょうか。また、収納に対して努力していれば補助を行うという記事がありました。その点を詳しく教えて下さい。

会 長：今のご意見で共通する点が保険料率で、もうひとつがペナルティ等についてですが、分けて回答をお願いします。

三木課長：保険税率に関しては、所得割や均等割など色々な要素がありまして、各世帯によって違いますが、確かに安くはないと思います。というのが、本日お配りした資料の 15 ページに「決算補てん等目的の法定外繰入を行っている市町村がある」と書いてあります。太子町では法定内の繰入しか行っておりませんが、市町村によっては一般会計から保険税を安くすることを目的に税金を投入しているところもございます。そういった市町村は、このまま一般会計が負担し続けるともうもたない、という点から広域化の話が始まっているところがあります。その補てんの金額が全国で 3,400 億円にものぼります。それが今回国が用意する 3,400 億円という意味合いもあるようです。先ほど言いましたように太子町は法定外繰入をせずになんとかこれまできましたので、国が補てんしてくれると我々にとっては加算がある、今まで繰入してきたところはその分、国がするだけですので別に変わらない、いい意味で言うと、我々にとっては明るい希望もあります。ただ、優等生なので頑張って他の市町村を助けて下さいと言われたときは、そうせざるを得なくなることもあるかと思えます。

もう 1 点のペナルティについてですが、健康づくりに関しては、資料の 12 ページにもありますとおり、ヘルスケアポイントと言いまして、歩数や体重を記録する、アンケートに答えたり、健康診断を受けたりすればポイントを与えるなどの取り組みを検討してくださいと国は言っております。そういった動機づけに対しても補助金を使うと国は言っておりますので、いただけるものはいただきながら良い点はどんどん取り入れていこうと考えています。

会 長：他にご意見ございますか。

課長、制度が変わりますし会議の回数も少ないですので、それぞれ代表されている方々に直接、三木課長なり池田係長なりに代表してのご意見をおっしゃっていただいて、聞くべきところは聞いていただけますでしょうか。

課 長：もちろんです。

会 長：他に委員の皆様から、特にご発言がありましたらお願いします。

中島委員：特定健診について、町で行う分と勤め先で行う分、個人で病院にかかりつけしている分など様々ありますが、全町民の健診受診率の割合は把握されているのですか。

池田係長：特定健診の受診率については、太子町の国民健康保険の加入者に限っています。職場の健康診断を受けられている方については国民健康保険に含めることができませんので全町民に関しては分かりません。国民健康保険の加入者が特定健診を受診する方法としては、あすかホールや保健福祉会館で受診していただく集団健診、かかりつけのお医者さんに受診券を持って行って受診していただく個別健診、あと人間ドッグは特定健診の検査項目を概ね網羅しておりますので、人間ドッグ受診後に検査結果をこちらに提供していただいて特定健診として把握させていただく方法の、3つの方法があります。受診のされ方は皆様方によって異なりますので、3つの方法で広く把握するようにさせていただいています。

中島委員：国民健康保険の加入者で全く健診を受けていない人数は分かれますか。

池田係長：特定健診の対象者は40歳以上になりますが、26年度ですと6,074名の方が対象です。そのうち1,722名が受診されていますので、差し引き4,300名の方は特定健診としてカウント出来ていません。ただ、その方たちが全く受けられてないのかと申しますと、おそらく病院で血の検査をしている方もおられると思いますので、中にも何らかの形で健診等を受診されている方もいるのではないかと考えています。ただ、そういう方を把握する方法がありませんので、人数としてはわかりません。

中島委員：割合で見ると低い数字となっていますが、実際にはもっと病院での検査など潜在的な健診受診者はいるということでしょうね。数字だけでは効果が分かりませんね。

会 長：他にございますか。ないようでした本日はここで閉会にしたいと思います。

(異議なし)

会 長：それでは本日の会議はこれで閉会とします。事務局より報告をお願いします。

三木課長：①新庁舎移転後の保険系の体制 ②9月定例会での補正予算提出について報告

会 長：補正についてですけれども、年度が替わることによって国からのものの金額が確定したものによる、ということを正確に言っていただけますでしょうか。

三木課長：補正についてですが、歳入につきましては26年度の決算の確定により歳入に計上しています。あと、前期高齢者交付金は減額の補正をしております。

歳出予算については人件費で減額をしております。また、後期高齢者支援金、介護納付金についても、27年度の金額確定通知がありましたので、当初予算との乖離が生じている分について補正をいたしております。それから26年度実績に基づいて、もらいすぎている補助金について、補正予算を組んで返還いたします。償還金は3,655万6千円でございます。

会 長：税務課職員も異動するのでしょうか。

三木課長：組織的には、職員の異動もお願いすることになります。

池田係長：報酬について報告

会 長：本日は暑い中お集まりいただきありがとうございました。色々ご意見をいただきましたが、特に国の法改正については、今後さらに皆様のご意見をいただくことが町としても大事なことだと思います。私も会議の中で申しましたが、三木課長や池田係長に皆様方のご意見を言うていただくことが重要だと思います。それを西播磨の町の職員の集まりの協議会ですとか、兵庫県全体の担当課の会議もありますので、そこで言うていただくことが大事であろうと思います。ですので、それぞれ皆さんの代表されている方の意見を今後とも町の方に伝えていただきますようお願いします。本日はありがとうございました。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成27年 12 月 9 日

議長（会長） 服部 千秋

署名委員 森澤 英一

署名委員 山本 戸 淑子